

令和 3 年度
工事監査報告書

南相馬市監査委員

目 次

1 . 監査の種類	1
2 . 監査の対象	1
3 . 監査の期間	1
4 . 監査の着眼点	1
5 . 監査の方法	1
6 . 対象工事の概要	1
7 . 監査の結果	2

工事監査に係る技術調査報告書（別添）

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第5項の規定による工事監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴木 昌 一

記

1. 監査の種類 工事監査
2. 監査の対象 土木課所管
市単独道路新設改良事業道路改良（信田沢小池線）第1期工事
3. 監査の期間 令和3年11月1日～令和4年2月28日
書類調査の実施日：令和4年1月21日

4. 監査の着眼点

対象工事に係る計画、設計、積算、契約、施工等が法令等に基づいて、適正かつ合理的、効率的に執行されているかどうかを主眼とし、調査を実施した。

5. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係書類を調査し、担当課職員等より説明を聴取した。

なお、監査の実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人「大阪技術振興協会」に委託し、関係書類の調査を行った。

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染対策として、技術士と監査委員、事務局、関係課それぞれ Zoom を用いたリモートでの監査実施とした。

6. 対象工事の概要

工事名	市単独道路新設改良事業道路改良（信田沢小池線）第1期工事
工事場所	南相馬市原町区深野字庚塚 地内外
契約金額	63,800,000円
施工事業者	東北建設株式会社
設計事業者	株式会社船橋コンサルタント
工 期	令和3年6月14日～令和4年1月28日

	変更 令和3年6月14日～令和4年3月17日
工事概要	施工延長 L=396.6m 道路土工 N=1.0式、コンクリート擁壁工 L=34.0m、 L型擁壁工 L=15.3m、U型側溝工 L=626.8m、 横断暗渠工 N=2.0箇所、暗渠工 N=1.0m箇所、 横断側溝工 N=2.0箇所、電気設備工事 N=1.0式、 暗掛版工 N=2.0箇所

7. 監査の結果

技術士から提出された技術調査報告書に基づき判断した結果、監査対象工事については、現在までのところ特に大きな問題はなく、おおむね適正に執行されていると認められた。

各項目における監査の結果については、次のとおりである。

(1) 計画

当計画は、地元説明会を開催し、地元の合意を得た計画として進めたとの説明を受けた。

(2) 設計

設計については、地元の意見を聞き入れた予備設計、新しい道路線形、縦断計画を行うことを目的とする道路予備設計、地域整合する施設が整備される内容が盛り込まれている。設計基準、設計資料等の整備状況その運用については、福島県土木部発行の仕様書等の原本を確認した。法令等に適合した設計については、先の資料を参考にして、法令等に準じた設計を行っていることが確認できた。また、特記仕様書については、現場に見合った条件を明示していた。

(3) 積算

積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用については、「令和2年10月1日福島県土木部 土木工事標準積算基準（ ・ ・ 編）を参考に運用していることを確認した。

歩掛及び単価の設定については、当該工事の起工が令和3年4月22日のため、令和3年4月1日付の土木事業単価表、土木工事標準積算基準を使用していることを確認した。

(4) 入札・契約

入札公告から入札までについて、適切に行われていることを確認した。また、契約書、見積書等関係書類及び帳簿の記録について、契約書等関係書類は電子及び原本が適正に整備され、決められた保存年限通りに保存されているとの説明を受けた。

いずれも法にのっとり適正に行われており、問題は見当たらなかった。

(5) 施工・施工管理

工事施工に関する諸官庁への事務手続については、道路交通法第80条協議（南相馬警察署）、道路工事届出書（相馬地方広域消防本部）、支障物件移転申請（東北電力・NTT）、建設リサイクル法第11条に基づく通知書の提出（福島県相双建設事務所）の手続きを行っているとの説明を受け、それぞれの控え記録を確認した。

「施工計画書」の原本を確認した。目次とページ番号がふってあり、読みやすく作成されていた。また、受注者・現場管理責任者の監理技術者証、社内監査員の監理技術者証の記録、現場組織表、安全管理の工事安全衛生管理組織図の記録、日常管理記録、施行体系図とそれに伴う再下請負通知書記録、これらをそれぞれ確認した。

法令等を遵守しての施工については、施工計画中の有資格者名簿の確認と事務所掲示板の掲示必要物として、建設業許可証、労災保険関係成立票、建退共証紙購入・玉掛けワイヤー管理・施工体系図・責任者写真等の掲示をしていること等がわかる写真記録を確認した。

いずれも適切であると認められた。

(6) 設計変更及び検査等

本監査実施時点（令和4年1月21日）で、工期における終期が令和4年1月28日から令和4年3月17日に変更されている。数量確定後一括変更を実施する予定であり、監査実施時点で確認できた工種は、道路土工の流用土搬入先・排水構造物工の第1号横断側溝、第2号横断側溝にて変更が生じているとの説明を受けた。

(7) 監理及び検査について

工事進捗に伴う工事報告については、福島県土木部共通仕様書に基づき毎月末書面にて確認しており、施工プロセスチェック表も適切に記録しているとの説明があり、確認をした。

工事設計書・施工計画書通りの施工については、工事は設計書通りに施工されており、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等も見受けられないという説明があり、段階確認の記録を確認した。

検査の時期については、監査実施時点での変更工期への遅れはなく、しゅん工検査は、工事完了日から14日以内に実施する予定との説明を受けた。

(8) その他

各項目の技術的調査については特に問題になる項目はなかった。

南 相 馬 市

令 和 3 年 度 工 事 監 査

技 術 調 査 結 果 報 告 書

令和4年2月14日

受託者名 公益社団法人 大阪技術振興協会

調査員氏名 技術士(建設部門) 藤原 治

調査実施日： 令和4年1月21日(金)

調査場所： テレワークにて(南相馬市役所～相模原市技術士事務所)

監査執行者： 代表監査委員 小澤 政光
監査委員 鈴木 昌一

調査立会者： 監査委員事務局 事務局長 佐藤 光之
監査委員事務局 次長 小沢 穂波
監査委員事務局 主査 和田 絵美

調査対象工事： 市単独道路新設改良事業道路改良(信田沢小池線)第1期工事

【調査結果報告】

■対象工事名：市単独道路新設改良事業道路改良（信田沢小池線）第1期工事

1. 工事内容説明者

・対象工事関係市職員

建設部	土木課長	長谷川秀司	予算・工事主管課
〃	土木課事業係長	荒 直也	〃
〃	土木課事業係主査	橋本 利雄	〃
総務部	財政課契約係長	高野 泰彦	契約主管課
〃	財政課契約係主査	安川 友美	〃

・工事関係者

テレワークのため、現場監査なし

2. 工事概要

- 1) 工事場所 南相馬市原町区深野字庚塚 地内外
- 2) 工事内容 施工延長 L=396.6m
道路土工 N=1.0 式 コンクリート擁壁工 L=34.0m
L型擁壁工 L=15.3m U型側溝工 L=626.8m
横断暗渠工 N=2.0 箇所 暗渠工 N=1.0 箇所
横断側溝工 N=2.0 箇所 電気設備工事 N=1.0 式
踏掛版工 N=2.0 箇所
- 3) 入札方式 制限付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第16条の5の2及び南相馬市一般競争入札実施要綱（平成18年告示第71号）の規定に基づき）
主な資格に関する事項
・当該工事に対応する工事種別（土木工事）について、南相馬市入札参加資格者名簿に登載されている者
・南相馬市内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有する者
・当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者、又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置できること。
・令和3・4年度南相馬市入札参加資格審査申請時の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における土木一式工事の総合評定値が929点以上であること。ただし、入札公告以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における土木一式工事の総合評定値が929点以上である場合も可とする。
- 4) 工事請負会社 東北建設株式会社
- 5) 現場代理人 高村 朋紀
- 6) 監理技術者 高村 朋紀 1級土木施工管理技士 番号（9503705）

監理技術者資格者証 第 00020999438 号

監理技術者講習修了番号 第 0119-0601024620 号

- 7) 設計委託者 株式会社 船橋コンサルタント
- 8) 工事監督員 担当監督員 建設部土木課事業係 橋本 利雄
- 9) 事業費 設計価格 ¥58,216,000 (税抜き)
- 10) 予定価格 ¥58,216,000 (税抜き) (事後公表)
- 11) 最低制限価格 ¥51,758,000 (税抜き) (事後公表) 00
- 12) 請負金額 ¥58,000,000 (税抜き) 請負比率 99.6 %
¥63,800,000 (税込み)
- 13) 工事期間 令和 3 年 6 月 14 日～令和 4 年 1 月 28 日
変更 令和 3 年 6 月 14 日～令和 4 年 3 月 17 日(令和 3 年 12 月 28 日付)
- 14) 工事進捗状況 計画 98.0% 実施 94.0% (令和 3 年 12 月 31 日現在)
- 15) 制限付き一般競争入札公告 令和 3 年 5 月 19 日
- 16) 入札参加申請受付期間 公告～令和 3 年 5 月 31 日(書面にて)
- 17) 入札参加資格確認結果通知 令和 3 年 6 月 2 日までに(メールにて)
- 18) 設計図書等の閲覧 公告～令和 3 年 6 月 8 日(市ホームページのみ)
- 19) 入札書受付日時 抜粋
(1)入札方法 入札書、工事費内訳書、委任状(代理人の場合)
(2)入札執行の日時及び場所
入札日時 令和 3 年 6 月 9 日(木)午前 9 時 30 分
入札場所 南相馬市役所 本庁舎 3 階 第一会議室
- 22) 落札者決定日 令和 3 年 6 月 9 日
- 23) 契約日 令和 3 年 6 月 11 日
- 24) 契約保証 東日本建設業保証株式会社による契約保証
(保証金額 ¥6,380,000)
- 25) 前払金保証 東日本建設業保証株式会社による前払金保証
(保証金額 ¥31,900,000)

3. 総合的所見

市単独道路新設改良事業道路改良(信田沢小池線)第1期工事は、常磐道南相馬 IC から伸びる市道信田沢小池線の原町区深野字庚塚地区に位置し、南相馬 IC から、鹿島方面に向かう車両の交通緩和(北長野交差点渋滞緩和)を目指して、県道原町川俣線の原町区北西部と県道大芦鹿島線の鹿島区南西部を結ぶ幹線市道として計画されている。

当該工事の提示された書類を調査し、疑問点を関係者に質問すると共に、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工(記録写真)及び施工管理・検査等の各段階における技術的事項の実施状況について、送付記録をリモートで確認し、調査した。

その結果、特に指摘する事項はなく良好に工事が執行されているものと判断した。

4. 工事における技術的調査事項

市道信田沢小池線は、南相馬市原町区深野字庚塚地内を南北に縦断する生活道路で、道幅が3～4mと狭く以前より車両の通行に著しく支障をきたしていた。平成12年の常磐道南相馬ICの開通に向けて改良計画はあったが、東日本大震災を挟んで、地元との合意形成に時間が掛かり、改良計画が凍結されていた。

平成27年9月の大雨による旧庚塚橋の橋脚損傷、平成28年3月よりの通行禁止により、地元からの早期開通の要望が寄せられ、地元の意見を聞き入れた予備設計、新しい道路線形、周辺地形を考慮した縦断計画を行うことを目的とする道路予備設計、地域に整合する施設が整備される内容の設計報告書が平成29年3月に提出され、平成31年3月には、測量設計報告書が提出されている。

平成28年度 信田沢小池線 道路予備設計業務委託 南相馬市 原町区深野字関場 地内外 道路予備設計 設計報告書 平成29年3月 報告者株式会社船橋コンサルタントと、南相馬市原町区字庚塚 地内外 市単独道路新設改良事業 測量設計業務委託 設計報告書 平成31年3月 報告者株式会社船橋コンサルタントの報告書原本で説明を受け、送付記録をリモートで確認した。

(1) 事業目的、背景について

ア. 市道信田沢小池線道路改良事業の全体計画の延長は720mで、途中の庚塚橋改良工事は県に委託(平成30年度～令和2年度)、橋梁を除く396.6mの舗装工事を除く道路改良工事(令和2～3年度道路改良工事)を今回工事として、県道原町川俣線までの残り部分の道路改良工事と全体計画の橋梁部を除く舗装工事(令和4年度着手予定)に分けて、できるだけ早く完成できる予算措置が計画されている。市道信田沢小池線道路改良事業の概要図1、概要図2で説明を受けた。

送付記録をリモートで確認した。適切である。

(2) 計画について

ア. 当該工事は、前出3、4及び(1)ア・市道信田沢小池線道路改良事業の概要図1、概要図2のように、工事の計画及びコンセプトは、道路線形・道路幅幅・土地利用にも最適の縦断線形を採用した地元の合意を得た計画であると、担当課長の説明を受けた。

イ. 関連工事として、電柱移転工事、水道敷設工事、河川災害復旧工事等があり、事業に支障が出ないように適宜連絡調整を取りながら進めていた。電柱移転工事については、6月と10月に東北電力、NTT及び請負業者を含め、現地にて移設位置・施工時期について打合せを行っていた。水道敷設工事、河川災害復旧工事との調整については、7月に各担当者と施工業者にて施工範囲と各工程の確認を行っていた。

打合せ記録と現場写真を確認した。

ウ. 工事施工開始決裁手続きは、執行伺書の原本を確認した。

エ、近隣住民に対しては、予備設計・測量設計等で合意形成がされており、事業概要について地元説明会を実施し、工事着手前には地元行政区を通し「工事のお知らせ」も配布していた。当該関連事業については、4回の事前説明会を開催し、庚塚橋整備関連3回、信田沢小池線改良工事関連1回の記録を確認した。

上記 ア～エ、送付記録をリモートで確認した。全て適切である。

(3) 設計について

- ア. 前述4のように、地元の意見を聞き入れた予備設計、新しい道路線形、縦断計画を行うことを目的とする道路予備設計、地域整合する施設が整備される内容の設計がされ、4.(2)アのように、市道信田沢小池線道路改良事業の全体計画の延長は720mで、途中の庚塚橋改良工事は県に委託(平成30年度～令和2年度)、橋梁部を除く396.6mの(舗装工事を除く)道路改良工事(令和2～3年度道路改良工事)を今回工事として、県道原町川俣線までの残り部分の道路改良工事と全体計画の橋梁部を除く舗装工事(令和4年度着手予定)に分けて、できるだけ早く完成できるような予算措置で計画されている。
- イ. 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用については、
- 1 共通項目 平成30年10月1日 福島県土木部 共通仕様書(業務委託編Ⅱ) 平成28年4月 福島県土木部 土木設計マニュアル(道路編・設計積算編) 平成29年4月 福島県土木部 福島県土木工事標準設計図集
 - 2 道路関係 平成27年6月 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 平成5年2月 日本道路協会 アスファルト舗装要綱 昭和54年10月 日本道路協会 簡易舗装要綱 平成12年10月 交通工学研究会 路面標示設置の手引き 平成6年4月 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 平成元年6月 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説の提示を受け、平成30年10月1日 福島県土木部 共通仕様書(業務委託編Ⅱ)の原本を確認した。
- ウ. 法令等に適合した設計・法令については、上記資料を参考にし、法令等に準じ設計をしていると説明を受け、平成28年4月 福島県土木部 土木設計マニュアル(道路編・設計積算編)の原本を確認した。
- エ. 設計に当たり、地元の意見を取り入れた予備設計、新しい道路線形・道路拡幅・土地利用にも最適の縦断線形を採用した地元合意の計画となり、拡幅等に伴い管理する面積が増えるため、維持管理には、法面の除草等を地元行政区の協力を得て、年1回の実施協力をお願いしている。
- オ. 福島県土木部が発行する「共通仕様書土木工事編(令和2年10月1日改正)」を基に設計書を作成し、特記仕様書については現場に見合った条件を明示していると説明を受け、特記仕様書、設計図及び明細書のコピーを確認した。
- カ. 工期の設定には、積算基準による工事日数で算定すると115日間になり、完了予定日が令和3年12月10日となるが、電柱移転工事、水道敷設工事、河川災害復旧工事等

が競合したため、令和4年1月28日を工期としていると説明を受けたが、他企業発注の打合せ想定外の要因による電柱移転工事、河川災害復旧工事護岸工等の工期延伸により、令和4年3月17日に延伸されていることを工事打合簿(発議令和3年12月28日付)で確認した。

上記 ア～カ、送付記録をリモートで確認した。全て適切である。

(4) 積算について

- ア. 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用については、令和2年10月1日福島県土木部 土木工事標準積算基準（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ編）を参考に運用していると説明を受け、その原本を確認した。
- イ. 歩掛及び単価の設定については、当該工事の起工が令和3年4月22日のため、令和3年4月1日付の土木事業単価表、土木工事標準積算基準を使用していると説明を受け、その原本を確認した。
- ウ. 積算根拠、数量、金額の正確性を保つためのチェック体制については、当該工事執行伺書の記録(決裁日令和3年4月22日付)と、添付資料 南相馬市～工事等設計書～ の設計者と検算者押印欄に、同じ課の担当者の押印を確認した。
- エ. 当該工事には、特別調査価格に該当する工種は無いと説明を受けた。
- オ. 業者見積価格については、福島県の基準に従い、原則5社以上の見積の平均を基準に決定していると説明を受けた。

上記 ア～オ 送付記録をリモートで確認した。全て適切である。

(5) 契約について

- ア. 入札方式の種類には、①南相馬市一般競争入札実施要綱(平成18年1月1日 告示第71号、改正 平成29年3月1日告示第28号)、②令和3年5月19日付 制限付き一般競争入札公告／南相馬市公式ウェブサイト、③令和3年5月19日付、公告第74号、制限付き一般競争入札の公告、④南相馬市一般競争入札実施要綱(平成18年1月1日 告示第70号のコピー、及び5,000万円以上の工事対象として、決裁日令和3年6月1日の⑤契約同決裁書本証により、制限付き一般競争入札を執行したと説明を受け、妥当性を確認した。
- イ. 入札条件、内容については、前述ア.①に基づき、②南相馬市公式ホームページ及び③公告に掲載されていた。以下抜粋を列記する。

*③入札公告等の抜粋、

工事種類・土木工事

工事概要・前述のとおり

工期・契約日の翌日から「令和4年1月28日」まで

入札書比較価格・事後公表

* 入札参加資格の抜粋・

(1) 単体企業の資格に関する事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 当該工事に対応する工事種別（土木工事）について、南相馬市入札参加資格者名簿に登載されている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと（南相馬市長が工事請負資格を有すると認めた者を除く）
- ④ 南相馬市内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有する者
- ⑤ 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者、又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置できること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が4,000万円以上（建築一式工事の場合6,000万円以上）となる場合は、監理技術者として施工現場に専任で配置することができること。（いずれの技術者も入札日の前日までに正社員として雇用関係にあること。）
- ⑥ 公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）による指名停止又は指名回避を受けていない者
- ⑦ 令和3・4年度南相馬市入札参加資格審査申請時の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における土木一式工事の総合評定値が929点以上であること。ただし、入札公告以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における土木一式工事の総合評定値が929点以上である場合も可とする。

入札参加手続き

入札参加希望者は、前述入札参加資格を有することを証明するため、南相馬市一般競争入札実施要綱に定める書類を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- ② 特定建設業の許可書の写し
- ③ 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）及び経歴書
- ④ 配置予定の技術者が正社員として雇用関係にあることがわかる健康保険証等の写し
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑥ 南相馬市内に建設業法第3条第1項に規定する本店があることを確認できる書類

提出期間

令和3年5月19日（水）から令和3年5月31日（月）まで、※受付時間は午前9時から午後5時まで ※「土・日・祝日」を除く

提出場所

公告に関する担当課

提出方法

直接持参によるものとし、その他の方法によるものは受け付けない。

入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、令和3年6月2日（水）までに電子メールにて通知する。

その他

提出期限以降は、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

設計図書等の閲覧

令和3年5月19日（水）から令和3年6月8日（火）午後5時まで

※設計図書等の閲覧は市ホームページのみとする。

*入札方法抜粋

①提出書類

入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

※入札書、工事費内訳書は、市指定様式により提出すること。

※入札書と工事費内訳書の記載金額は一致させること。入札書と工事費内訳書の記載金額の差が、入札金額が1千万円以下であるときは千円未満、入札金額が1千万円を超えるときは入札金額の1万分の1未満である場合を除く。

②入札方法

- ・入札参加者は、所定の日時に所定の場所で本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、所定の日時に所定の場所まで到着しない場合は、原則として入札に参加することができない。
- ・入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、所定の時刻前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- ・入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ・入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず、書き換え又は撤回することができない。

③入札価格

入札書等に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札書等に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

入札執行の日時及び場所等

- ① 入札日時 令和3年6月9日（水）午前9時30分

②入札場所 南相馬市役所本庁舎3階第一会議室

入札回数

- ①入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- ②開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。
- ③前項の再々入札を執行し、なお予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、入札参加者のうち最低価格提示者1社から見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。

落札者の決定

入札書比較価格（税抜予定価格）以下で最低制限価格以上の範囲内で入札をした者のうち、最低入札金額を提示した者を落札者とする。

*保証金及び支払条件の抜粋

- ①入札保証金 免除
- ② 契約保証金 南相馬市財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の10分の1以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めなければならない。
- ③前金払 南相馬市工事請負契約約款（以下「約款」という。）で定める前金払いは、東日本大震災に伴う公共事業に要する経費の前払金の特例により、請負代金額の10分の5以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

契約の締結

南相馬市財務規則及び南相馬市工事請負契約約款に基づき契約締結する。
以上を確認した。

- ウ. 入札条件、内容については、前述イ.*③入札公告等の抜粋に記載を確認した。
- エ. 予定価格の事前公表及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法については、前述イ.*③入札公告等の抜粋記載の通り、入札書比較価格は事後公表と記載されているので、予定価格は入札後公表される。また、最低制限価格の算定は、予定価格書の（最低制限価格・税抜）に責任者押印を確認した。当該工事公告時は、非公表であったが令和3年10月に規約の変更があり、現在は、公表となっていると説明は受けたが、規約の変更文書は確認できていない。秘密保持は、管理職が適正に実施されていると聞いた。入札書・入札代理人の委任事務本証の写しを確認した。
- オ. 資格審査事務については、様式第1号令和3年5月31日付の落札者からの一般競争入札参加申請書の本証を確認した。

前述イ.*③入札公告等の抜粋記載の入札参加手続き通りの、

- ①特定建設業の許可書の写し
- ②配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）及び経歴書
- ③配置予定の技術者が正社員として雇用関係にあることが解る健康保険証等の写し

④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

⑤南相馬市内に建設業法第3条第1項に規定する本店があることを確認できる書類
整理番号は0001、令和3年5月31日付収受押印を確認した。

また 契約可決判決書、令和3年6月1日付本証を、当該工事受注業者への入札参加資格審査結果通知書、令和3年6月2日付控えを確認した。

カ. 入札及び開札については、前述エ.の通り入札書・入札代理人の委任事務本証の写しを確認した。入札経過表 入札日時令和3年6月9日午前9時30分の記録を確認し、公告通りに実施されたことを確認した。また 同日の入札結果によると落札者は別件でも落札をしていた。契約台帳によると、令和4年1月11日付で、工期が令和4年1月28日～令和4年3月17日に変更されていることを確認した。

キ. 指名から入札までの見積り期間は、財務規則に基づき、見積・積算期間は入札日の前日から起算して21日の期間であり、法令で定められている15日以上であると説明を受け、③制限付き一般競争入札の公告で確認した。

ク. 契約書、見積書等関係書類及び帳簿の記録については、契約書等関係書類は電子及び原本は適正に整備され、決められた保存期限通り保存されていると説明を受け、契約書本証を確認した。ちなみに保存期間は10年であると説明を受け、契約印紙代金は、30,000円であった。

ケ. 契約保証、前払金保証ともに東日本建設業保証株式会社であり、原本を確認した。

前述イ.*③入札公告等の抜粋*保証金及び支払条件の抜粋の通り、

①入札保証金 免除

② 契約保証金 南相馬市財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の10分の1以上の額

③前金払 南相馬市工事請負契約約款(以下「約款」という。)で定める前金払いは、東日本大震災に伴う公共事業に要する経費の前払金の特例により、請負代金額の10分の5以内の額(1万円未満の端数は切り捨てる。)の前金払申請書を確認した。

尚、談合情報・入札前後の不調案件・入札前の指名停止業者についてはないとの説明を受けた。

上記 ア～ケ、 送付記録をリモートで確認した。全て適切である。

(6) 施工管理について

ア. 工事施工に関する諸官庁への事務手続きについては、道路交通法第80条協議(南相馬警察署)、道路工事届出書(相馬地方広域消防本部)、支障物件移転申請(東北電力・NTT)、建設リサイクル法第11条に基づく通知書の提出(福島県相双建設事務所)の手続きを行っているとの説明を受けた。令和3年9月13日付、工事等の期間令和3年9月27日～令和4年3月31日、南相馬警察署長宛の道路交通法第80条協議書と、相馬地方広域消防本部消防長宛の道路工事届出書、及び日本電信電話株式会社福島支店

長宛の、支障物件移転申請書、希望する移転工事施工期間、令和3年11月30日までの、控え記録を確認した。

- イ. 「施工計画書」原本を確認した。目次とページ番号があり、非常に読みやすいと感じた。受注者・現場管理責任者の監理技術者証、また社内監査員の監理技術者証の記録、現場組織表、安全管理の工事安全衛生管理組織図の記録、日常管理記録、施工体系図とそれに伴う再下請負通知書記録を、確認した。
 - ウ. 設計図書等及び施工計画書通りの施工がされているとの説明を受け、段階確認記録を確認した。
 - エ. 法令等を遵守しての施工については、前述イ.施工計画中の有資格者名簿の確認と事務所掲示板の掲示必要物として、建設業許可証、労災保険関係成立票、建退共証紙購入・玉掛けワイヤー管理・施工体系図・責任者写真等の掲示をしていること等を確認できる、掲示物写真記録を確認した。
 - オ. 各種承諾図書、工事記録写真については、現在整備中であると説明を受けたが、整備済みのBOXカルバートの承認された記録、現地で検査している確認写真を確認した。
 - カ. 各種検査、材料検査等については、コンクリート二次製品は前述オ.材料承認願のデータ、及び現場密度試験・コンクリート圧縮強度試験のデータの確認をしていると説明を受け、記録を確認した。
 - キ. 材料の出納及び保管については、現場に保管場所が無く使用する分を納入し使い切っているため、保管方法についての記載は施工計画書にないと説明を受けた。
 - ク. 工期変更については、電柱移転工事が遅れているため工期変更を(5).カ.契約台帳により、令和4年1月11日付で、工期が令和4年1月28日から令和4年3月17日に変更されていることを確認した。現在電柱移転工事は終了しているが、まだ河川改修の護岸工事が施工中である。しかし変更最終工期には、竣工できると説明を受けた。
 - ケ. 現場発生材及び貸与品はないとの説明を受けた。
 - コ. 本工事の流用土については、当初予定の現場からの流用が困難なため、工事打合せ簿で流用先が変更となり、流用土搬入業者は、別途契約業者が行うと記載されていた。マニフェスト等の記録があれば、竣工時記録を確認して欲しい。
- 上記 ア～コ、送付記録をリモートで確認した。全て適切である。

(7) 設計変更及び検査等について

- ア. 現時点では工期変更の変更を、前述(5).キ.令和4年1月11日付で、工期が令和4年1月28日～令和4年3月17日に変更されている。数量確定後一括変更を実施する予定で、現在確認できている工種は、道路土工の流用土搬入先・排水構造物工の第1号横断側溝、第2号横断側溝にて変更が生じていると説明を受けた。
- 適切である。

(8) 監理及び検査について

- ア. 工事進捗に伴う工事報告については、福島県土木部共通仕様書に基づき毎月末書面にて確認しており、施工プロセスチェック表も適切に記録していると説明をうけ、施工

プロセスチェック表を確認した。

イ. 工事設計書・施工計画書通りの施工については、工事は設計書どおりに施工されており、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等も見受けられないと説明をうけ、段階確認の記録を確認した。

ウ. 検査の時期については、現時点での変更工期への遅れはなく、竣工検査は、工事完了日から14日以内に実施する予定と説明を受けた。

上記 ア～ウ 送付記録をリモートで確認した。全て適切である。

5. まとめ

以上、各項目の技術的調査内容について記述したが、特に問題になる項目はない。

工期は、令和4年3月17日である。残り工期を無事故で竣工させられることを願う。

以上